

島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成27年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年10月21日

島根県監査委員	角 智子
同	中 島 謙二
同	錦 織 厚雄
同	後 藤 勇

平成27年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監査結果	措置の内容
I 総括	
(1) 団体に対する意見	
① 理事等の役員、評議員への女性登用の推進について	<p>島根県では、「島根県男女共同参画推進条例」において、「男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策・方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を基本理念として定め、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や施策への女性の意見の反映に努めているところである。</p> <p>今回の監査において、各団体の理事等役員、評議員の選任状況を見ると、多くの団体ではほとんどが男性であり、中にはすべてが男性となっている団体もあった。</p> <p>専門家など人選が難しい面もあるが、政策・方針の決定や業務を進める上で女性の意見を取り入れることは非常に重要であり、現在、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるなど、国を挙げ、また官民を問わず積極的な女性登用が進められているところである。</p> <p>については、理事等の役員、評議員の選任に当たって、各種団体から選任する場合には、必ずしも代表者に限定しない、あるいは専門的な知識が必要な場合には、県等の審議会等委員の選任状況を参考にするなどにより、女性の積極的な登用に努められたい。</p>
	<p>① 理事等の役員、評議員への女性登用の推進について (公立大学法人島根県立大学)</p> <p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、理事会の1人に女性を登用した。</p> <p>((公財)ふるさと島根定住財団)</p> <p>平成28年6月29日開催の定期評議委員会において、評議員を1名増員（13名→14名）し、新たに女性評議員1名を選任した。</p> <p>今後も引き続き、理事及び評議員について、女性の登用に努めていく。</p> <p>((公財)島根県市町村振興協会)</p> <p>平成27年6月29日付けの役員改選を機に理事を1名増員（6名→7名）し、新たに女性理事1名を選任した。</p> <p>同じく評議員を1名増員（6名→7名）し、新たに女性評議員1名を選任した。</p> <p>今後も引き続き、理事・評議員の改選時または増員時には、女性の選任に努めたい。</p> <p>(隠岐空港利用促進協議会)</p> <p>平成28年4月1日の改選により、新たに女性理事2名の登用を行った。</p> <p>女性理事の登用については、今後も積極的に行っていく考えである。</p> <p>((公財)しまね女性センター)</p> <p>既に役員に女性を登用している。</p> <p>【理事】女性2人（総数5人）</p> <p>【評議員】女性4人（総数8人）</p> <p>((公財)しまね文化振興財団)</p> <p>女性の意見を事業運営に取り入れることは必要だと考えており、今後、役員、評議員を選任する場合は、積極的に女性を登用するよう努める。</p>

併せて、役員、評議員の推薦を依頼している各団体にも積極的に女性を推薦していただくよう働きかける。

((公財)しまね国際センター)

平成28年6月の役員・評議員の改選にあわせて、更なる女性の登用に努めた。

団体推薦については、従前から一部を除き、役員（理事・監事）、評議員とも団体の代表者に限定してはいなかつたが、今回特に女性の推薦を働きかけた。

その結果、理事は、適任者がいない等の理由で女性の登用増にはならなかつたが、評議員については、1名増となった。（6名→7名）

((公財)島根県環境管理センター)

当財団が果たす役割である「環境保全」「産業・経済振興」に精通し、産業廃棄物処理業務を理解していただける女性理事を登用することとして平成28年度に方針を決定した。

これに基づき、第19回定例理事会（平成28年5月12日）、第12回定期評議員会（平成28年5月27日）の審議を経て、女性理事1名を選任した。

なお、当財団ではかねてから女性の管理職登用を行ってきてている。

((隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会)

本協議会の役員（会長1名・副会長4名・監事2名）は総会において会員の中から選任することとしており、現在、女性副会長1名が選任されている。なお、会長と副会長3名は隠岐4町村の首長が、監事は地方銀行西郷支店長がそれぞれ選任されている。

女性の意見を取り入れることは重要なことで、今後は役員の人数を含め構成について検討する。

((社福)島根県社会福祉協議会)

現時点で理事に1名、評議員に6名の女性を登用している。

今後、社会福祉法の改正に伴い評議員構成の見直し等が必要となることから、女性登用についても積極的に検討していく。

((公財)島根県生活衛生営業指導センター)

当指導センターでは、理事等の役員、評議員については、各種団体からの推薦に基づき、評議員会において選任している。

選任にあたって必ずしも代表者に限定していないが、役員に女性の全くいない団体が多く、現在のところ理事、監事及び評議員に占める女性の割合は13%にとどまっている。

事業等の決定や業務を進める上で、女性の意見を取り入れることは非常に重要であると考えているので、引き続き女性登用の推進について、理事会等の機会を利用して関係団体への周知を図っていく。

((株)島根県食肉公社)

女性の意見を事業運営に取り入れることは必要と認識しており、平成28年6月開催の定時取締役会において、監査結果を説明し理解を求めた。

次期役員改選に向けて女性の積極的な登用に努めていく。

(大社交通渋滞対策実行委員会)

委員長は出雲市副市長、副委員長は出雲警察署地域官、出雲市役所大社支所長、監事は委員長が指名する者をもって充てることを会則で定めている。

実行委員会の委員は、会則に定める者又は団体の代表者を委員として組織すると定めているが、委員として出席している者に女性が1名もいないため、役員も男性のみとなっている。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定された背景も踏まえ、今後も、委員会においては女性の積極的な参加を呼びかける。

(雲南市商工会) (出雲商工会) (石央商工会)

商工会における理事等の役員の選任にあたっては、「会員であること」の資格要件があり、有資格者の大半が男性であることから、現在の姿となっている。

しかし、内部組織である女性部会が本組織の運営・事業活動に積極的に参画しており、この女性部会長を理事に選任している。

今後は、この部会の長に限らず一般の理事においても、県等の審議会等委員の選任状況を参考に、女性の積極的な登用に努める。

(公財)島根県建設技術センター)

役員及び評議員の改選にあたり検討したが、土木建設事業等に精通し、助言や指導ができる専門的な知識が必要な分野での人選は難しい。

評議員には、引き続き女性を1名選任しており、今後、役員及び評議員を選任する場合には、積極的に女性の登用に努める。

(島根県土地開発公社) (島根県住宅供給公社)

現在空席となっている理事について、女性登用を行う方針である。

(公財)島根県体育協会)

平成29年6月が評議員、役員の改選期になるため、加盟団体等に女性の積極的な推薦を行うよう要請するなど、女性の選任を増やすよう取り組む。

加盟団体についても女性役員が極めて少ない状況にあることから、各団体に対しても女性の登用を働きかける。

② 規約等の整備及び規約等に基づく財務等事務の適切な執行について

【該当団体】

協議会等の任意団体では、規約や会則を定めて団体の運営や各種事業活動が行われているが、今回の監査において、規約等では団体の目的や役員、事務局などの事項しか定められておらず、予算及び決算の手続や会計処理の方法等が明文化されていないものが見られた。

このような団体では、事務局を所掌する地方公共団体の規程を「準用する」又は「例による」として執行しているが、必ずしもその通りとはなっておらず、慣例や裁量による事務処理が行われている。

また、執行伺や納品確認における不備、見積書、納品書、請求書への日付の記載漏れ等が見られた。

については、事務処理上のミスやトラブルを避けるためにも、財務処理に関する最低限必要な規約

② 規約等の整備及び規約等に基づく財務等事務の適切な執行について

(隠岐空港利用促進協議会)

平成28年4月1日に「隠岐空港利用促進協議会会計規定」を定め、会計事務処理を行っている。

(隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会)

本協議会の財務処理は、隠岐の島町の財務規則を準用すること及びそれによらない事項の取扱いについては協議会規約に規定しており、慣例や裁量による事務処理は行っていない。

財務等事務の執行をより適切に行うこと心掛けるとともに、本協議会の財務規則を整備して平成28年度からの執行にあたっている。

(大社交通渋滞対策実行委員会)

規約の変更については、実行委員会を開催し、議決を得る必要があるため、現段階では規約の修

<p>等の整備を行うとともに、財務等事務の執行が適切に行われるようされたい。</p> <p>(2) 所管課に対する意見</p> <p>① 団体に対する規約等の整備及び規約等に基づく財務等事務の執行の指導について</p> <p>団体に対する意見で述べたように、補助等の財政支援をするに当たっては、事務処理上のミスやトラブルを避けるためにも、財務処理に関する最低限必要な規約等の整備を求めるとともに、財務等事務の執行が適切に行われるよう指導をされたい。</p>	<p>正案を作成している。次回の実行委員会（平成28年10月頃を予定）にて議題に挙げる予定である。</p> <p>① 団体に対する規約等の整備及び規約等に基づく財務等事務の執行の指導について</p> <p>(交通対策課・観光振興課：隠岐空港利用促進協議会)</p> <p>同協議会に対して財務処理に関する規約等の整備を求め、会計規程が定められた。四半期ごとに事業執行状況の報告を受けるとともに、必要に応じて現地へ出向き関係帳簿等の確認、進捗管理を行うなど、適切に会計処理が行われるよう指導を行っている。</p> <p>(自然環境課・隠岐支庁県民局：隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会)</p> <p>財務等事務の執行をより適切に行うよう指導を行い、同協議会が財務規則を整備して平成28年度からの執行にあたっていることを確認した。</p> <p>(観光振興課：大社交通渋滞対策実行委員会)</p> <p>委員会に対して、会計規則の整備及び適切な会計処理を行うよう指示を出した。</p>
<p>II 個別</p> <p>1 公立大学法人島根県立大学</p> <p style="text-align: center;">(所管課：総務課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 大学の地域連携と地域の求める人材の育成・輩出について</p> <p>県立大学は、大学憲章に謳う「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指し、自治体と連携し、地域に密着した教育研究活動、あるいは社会貢献活動に取り組まれており、平成26年度においては、4月に松江キャンパスに「しまね地域共生センター」を設置し、これまでに設置した出雲キャンパスの「しまね看護交流センター」、浜田キャンパスの「地域連携推進センター」と併せて、すべてのキャンパスに地域連携の窓口体制を整えられた。</p> <p>また、平成27年度には、3キャンパス共通科目として「しまね地域共生学入門」を開講するとと</p>	<p>① 大学の地域連携と地域の求める人材の育成・輩出について</p> <p>大学憲章に謳う「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」を実現するため、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（大学C O C（Center of community）事業）」や「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（C O C+）」を基軸として、地域と協働しながら社会貢献活動を推進していく。</p> <p>県立大学として、地域の課題解決のために、C O C事業で実施している縁結びプラットフォーム運営委員会や連携会議など様々な機会において、県・市町村をはじめ関係諸機関との連携を深めていくよう努める。</p>

もに、島根の地域課題に精通した学生を認定する「しまね地域マイスター認定制度」を新設するなど、島根県の地域課題をより専門的、実践的に学ぶ環境を整備されたところである。

については、地域の課題解決のために、県・市町村、地域の各機関とも連携を深め、例えば、県行政等の施策やまちづくりへの提言を行うなど、研究の成果や学生を含めた大学の資源を地域に役立てることに、より一層取り組まれたい。

また、県が設置した公立大学法人として、取組の状況を県民にわかりやすく公表するとともに、地域が求める優れた人材の育成と輩出に努められたい。

(2) 所管課

【意見】

① 松江キャンパスの四年制化等について

県は、松江キャンパスについて、県内高校生の進学希望を受けとめ、将来にわたって地域を担っていく人材を育成するため、短期大学部保育学科及び総合文化学科を四年制大学化（一部短期大学部を存置）し、また、健康栄養学科については、出雲キャンパスへ移転し、既に四年制である看護学部を看護栄養学部に改組の上、設置するという方針を示している。

これらの開設準備に当たっては、施設整備や教員の確保、学生確保のための学生支援策の充実など様々な検討課題がある。

については、平成30年4月の四年制化等に向け、施設をはじめとした就学環境の整備について十分に検討するとともに、計画的に準備に取り組みたい。

2 隠岐空港利用促進協議会

(所管課：交通対策課・観光振興課)

(1) 団体

【意見】

① 隠岐空港の利用促進について

隠岐空港利用促進協議会は、生活路線としての島民の利便性向上と観光を主とした対策の実施により離島航空路線の維持・確保に努めている。

また、東京羽田直行便の運航開始を目指した大阪夏季ジェット便の運航を継続するため、安定し

また、教育・研究成果の地域への還元に一層努めるとともに、本学の取組状況を県民にわかりやすく公表し、しまね地域マイスターの養成を中心に、引き続き、地域が求める優れた人材の育成と輩出に努める。

① 松江キャンパスの四年制化等について

松江キャンパスの四年制化及び健康栄養学科の出雲移転に伴う、新棟建設・既存棟の改修、備品整備等について、関係各所と連携を密に取りながら計画的に取り組み、準備を進める。

なお、四年制化による学生数の増加により、共有スペースなど学生の居場所や学習の場が手狭となるため、就学環境を確保するための施設整備を行う。

また、教職員の確保、学生支援等についても公立大学法人島根県立大学と協力して取り組んでいく。

① 隠岐空港の利用促進について

隠岐～伊丹（夏季ジェット便を含む）・出雲便については、旅行代理店に誘客を依頼するだけではなく、隠岐空港利用促進協議会独自のツアー商品を設定し、関係団体に協力依頼を行い、一定の成果を上げているところである。

た利用実績の確保を図っている。

その結果、平成26年度の搭乗率は、夏季ジェット便が77.4%（目標搭乗率80%）、隠岐伊丹便が61.4%（目標搭乗率65%）、隠岐出雲便が60.4%（目標搭乗率60%）と一定の成果を上げている。

しかしながら、公共事業が減少する中で、空港の利用促進を図っていくためには、観光振興は益々その重要性が増しており、隠岐ユネスコ世界ジオパークの認定も活用した隠岐地域を挙げた取組が必要である。

については、協議会の構成団体を含め、関係団体がそれぞれの担うべき役割を踏まえた上で、観光振興施策等と連携したより一層効果的な取組を開発し、引き続き安定的な利用の確保に努められたい。

(2) 所管課（交通対策課）

【意見】

① 補助事業の一元化について

交通対策課と観光振興課の補助金の棲み分けについては、上記2のとおり整理されているが、前回監査（平成25年度）の指示事項「二つの補助金を一つの会計で処理していた。振り分け誤りによる記載誤りがあった。」は、そもそも類似の事業を二つの補助金で実施していることが原因の一つと考えられる。

二つの課の予算枠上の整理は必要であるが、補助金の一元化を行うことは、事業実施上の誤りを防止できるとともに、事務手続についても県、団体ともに負担の軽減が図られるなど有意義であることから、その一元化について検討されたい。

② 隠岐空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、安定的な利用の確保を図るため、引き続き観光振興施策等と連携し、取り組まれたい。

(3) 所管課（観光振興課）

① 補助事業の一元化について

交通対策課と同じ。

今年度も引き続きこれまでと同様の取り組みを行った上で、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」の周知を含めた観光PRについても積極的に行うなど、観光振興部門との連携を図っていく考えである。

【平成27年度の搭乗率（結果）】

夏季ジェット便 75.0%（目標搭乗率80%）

隠岐伊丹便（通年）63.3%（目標搭乗率65%）

隠岐出雲便 64.1%（目標搭乗率60%）

① 補助事業の一元化について

適切な事務の執行と事務負担の軽減を図るために、「島根県空港利用促進事業費補助金」（交通対策課）と「しまね観光誘客推進事業費補助金」（観光振興課）の2つの補助金の一元化を図った。（平成28年4月12日付）

② 隠岐空港の利用促進について

一定の効果を上げているこれまでの取組に加え、観光振興施策等と連携し、安定的な利用の確保が図られるよう団体へ働きかけていく。

① 補助事業の一元化について

交通対策課と同じ。

(所管課：環境生活総務課)

(1) 所管課

【意見】

① 地域における男女共同参画の取組の推進について

センターでは、「第2次島根県男女共同参画計画(H23～H27年度)」に基づき、あらゆる世代での男女共同参画を推進するため、市町村、島根県男女共同参画サポーターや関係機関等と連携を図り、県からの受託事業や自主事業として、事業者や若者、あるいは男性を対象としたセミナーを企画・実施したり、地域や事業所に出かけてのお届け講座を開催するなど企画内容や開催方法を工夫しながら様々な事業を実施している。

男女共同参画社会の実現に向けては、家庭生活や職場、地域活動、あるいは政治の場や社会通念、慣習・しきたりといったそれぞれの分野において、社会的慣行の見直しや意識改革を更に進めるため、継続した啓発・広報活動が重要となる。

平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立した。これにより、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表等が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられ、平成28年4月に施行できるよう準備が進められている。(常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務)。

については、こうした動きの中で、地域における男女共同参画を更に進めるには、それぞれの地域の実情を踏まえて取り組む上で、市町村の役割が重要となるため、市町村がセンター事業を十分に活用され、男女共同参画の推進に積極的に取り組まれるよう県の働きかけを強められたい。

① 地域における男女共同参画の取組の推進について

地域における男女共同参画の推進のためには、市町村の役割が重要であり、例年開催している市町村担当課長会議に本年度から担当者にも参加してもらい、事業説明に併せてセンターの職員による研修会を実施した。

研修においては、男女共同参画の意義や男女共同参画サポーターの取組事例などを説明した。

さらに、本年秋ごろには、県内6か所程度で市町村との意見交換会を開催する予定であり、各市町村の実情を把握するとともに、センターと男女共同参画サポーターとの連携強化及び地域の実情に応じた効果的な事業実施について意見を交わし、男女共同参画に積極的に取り組んでもらうよう個別に働きかけていく。

4 (公財)しまね文化振興財団

(所管課：文化国際課・文化財課)

(1) 団体

【意見】

① 運用財産の活用について

財団は、広く県内の文化芸術に関する事業を行い、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福

① 運用財産の活用について

監査意見を受けて、県と協議を進めた結果、長期的な展望に立った継続的かつ弾力的な事業運営を行うという運用財産造成の趣旨に従い有効活用

祉の向上に寄与することを目的に、各種事業を行うこととされている。

これら事業を行うために、財団には基本財産及び運用財産として、県からそれぞれ2億円及び10億円が出資され、運用財産については平成12年度から10年間を目途に取り崩す予定であったが、現在高が2億5千万円余となっている。

これは、指定管理業務に会館等を利用した文化事業の企画及び実施が含まれており、この指定管理料や外部資金の導入等により事業が実施されてきたことによるものである。

運用財産は、長期的な展望に立った継続的かつ弾力的な文化芸術事業を行うために出資されたものであることから、今後の事業（運用財産の活用）のあり方について検討されたい。

② 財団の経営（収支均衡に向けた体質の改善）について

財団の経営については、財団自らが考えるべきことではあるが、事業の継続的な実施及び適正な指定管理業務を行うためには、経営の安定が求められる。

しかしながら、財団の収支状況を見ると平成26年度で2千万円余の赤字となっており、今後もこの状況が続くものと見込まれている。

このままの状況であれば、10年後には財団の運営資金（預金等）は枯渇してしまうおそれがあることから、一層の収入増と経費の節減を図り、収支が均衡するよう体質の改善に努められたい。

(2) 所管課（文化国際課）

【意見】

① 運用財産の活用について

団体に対する意見で述べたように、今後の事業（運用財産の活用）のあり方について検討されたい。

を図ることとした。

活用対象事業は概ね次のとおりとし、毎年度、財団と県が協議し対象事業を決定する。また、事業の実施状況は、毎年度財団が県に報告する。

- ・広域的に県内の文化芸術団体を育成、支援する事業
- ・県民参加型の創造的な事業で、事業効果が顕著な事業
- ・周年、記念的な事業

② 財団の経営（収支均衡に向けた体質の改善）について

今後も事業を継続して適切に実施していくためには、収入の増加対策と経費の節減対策を積極的に実施し、赤字の縮減を図り経営を安定させることが必要である。

具体的には次の改善策を推進し、平成30年度末には収支を均衡させるよう努める。

<収入増加対策>

- ・国の補助金、民間助成金など外部資金の積極的な活用を行い、指定管理料以外の収入の確保に努める。

<経費の節減対策>

- ・事務処理のマニュアルを見直すなど、事務の効率化により時間外勤務の削減に努める。
- ・事業の品質の維持、向上に留意するとともに、不採算事業の実施方法の見直しを行い、経費の削減に努める。

① 運用財産の活用について

監査意見を受けて、財団と協議を進めた結果、運用財産造成の趣旨に従い有効活用を図ることとした。

② 石見美術館の広報業務について

芸術文化センターの指定管理業務については、美術館と芸術劇場の複合施設であるというセンターの特長を最大限に活かした運営、効果的な事業展開が求められている。

美術館については、展示等の企画及び広報紙作成等は県（学芸員）が行い、観覧料の徴収、施設管理、外部に対する情報の発信・広報は指定管理者が行うという他県にはない方法で行っている。

このため、県と指定管理者は、企画及び広報について頻繁に協議を行いながら、積極的な広報・情報発信に努めている。

しかしながら、現行制度では、観覧料は県の収入となっており、メリットシステムもないことから、広報をやればやるほど費用はかかるが、それは指定管理者が負担することになり、観覧料が増えても指定管理者にはメリットがないものとなっている。

については、例えば、県立美術館で導入されているように、前売り券等販売促進経費として、チケットの売り上げに応じて手数料を交付することなど、観覧者の増加に向けたインセンティブが働く方法を検討されたい。

② 石見美術館の広報業務について

指定管理者の美術館に係る広報業務の推進をより一層図るため、指定管理者の営業努力に応じてインセンティブが働く方法を検討する。

5 (公財)しまね国際センター

(所管課：文化国際課)

(1) 所管課

【意見】

① 多文化共生の地域づくりの推進について

定住する外国人の増加に伴い、外国人住民の抱える問題に係る相談・支援ニーズが増大し、複雑・多様化してきている。

このため、センターでは、県の支援を得ながら、市町村、学校、その他関係機関との連携を強化し、適切な対応を図る必要があるとしている。

この取組の一貫として、平成27年度から、県からの受託事業により、外国人住民の抱える問題やニーズを把握し、適切な行政サービスの利用をサポートするため、外国人住民と行政等との橋渡し役を担う「島根県外国人地域センター」が5市（3個人、2団体への委嘱）に設置されることになった。

県においては、センターと連携を図りながらこ

① 多文化共生の地域づくりの推進について

5市に設置した「島根県外国人地域センター」からは毎月の実施報告を受けているほか、4半期に1度の連絡会議を通じて実施上の課題等を確認し、必要な対応を講じるよう努めている。

今後もセンターと連携を図りながら地域における多文化共生を推進していく。

<p>の事業を着実に実施するとともに、実施上の課題を明らかにし対応策を講じるなど、地域における多文化共生の取組を推進されたい。</p>	
<p>6 (公財)島根県環境管理センター (所管課：廃棄物対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 経営安定化について</p> <p>センターが運営する産業廃棄物最終処分場は、環境対策と産業振興のため、なくてはならない施設であるが、民間だけでは地元合意を得ることが難しいことから、県内唯一の公共関与産業廃棄物最終処分場として設置されたものである。</p> <p>施設の設置及び安定的な運営には地元住民の理解と協力が不可欠であり、センターでは法で定める排水基準より厳しい目標水質で放流するなど環境対策に努め、地元住民との信頼関係を築いていく。</p> <p>また、既存の第2期管理型処分場は、平成28年度において満杯となることから、センターでは平成28年度供用開始を目標に第3期管理型処分場の整備に平成26年度から取り組んでいる。</p> <p>企業がリサイクルへの取組により廃棄物の減量化を進める方向にあることから、センターにおいては、今後、減収が見込まれることや、このたびの施設整備に伴い新たな長期借入金が生ずることに併せて、既存施設に係る借入金の償還財源や浸出水処理施設、管理施設等の将来的な維持・補修経費の確保も必要となることから、中長期的な視点に立った更なる経営の安定化に努められたい。</p>	<p>① 経営安定化について</p> <p>当施設は県内唯一の公共関与最終処分場として自立かつ安定した経営を行う必要がある。</p> <p>そのため、毎年度の予算編成・執行方針を立て、収入の確保や支出の圧縮を厳格に進めている。</p> <p>既存施設に係る借入金の残債があるなか、管理型第3期最終処分場の建設費についても、国・県からの支援により、当該施設にかかる借入金の圧縮が図れ、経営安定化に資することができている。</p> <p>また、開業以来改正していない廃棄物処理料金を改正することとしており、利用者や関係業界への理解が必要であることから、慎重かつ丁寧な協議等を重ねて行い、料金改定に向かうことで経営の安定化を図っていく。</p>
<p>7 隠岐世界ジオパーク推進協議会 (所管課：自然環境課・隠岐支庁県民局)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 世界ジオパーク再認定に向けた活動の推進について</p> <p>世界ジオパークは、4年ごとの再審査が義務づけられており、平成29年度の再認定に向けて、協議会では、平成27年度末を目指して隠岐世界ジオパーク全体構想（5か年の行動計画）の策定を進めるとともに、アンケート調査や満足度調査等を実施しているところである。</p>	<p>① 世界ジオパーク再認定に向けた活動の推進について</p> <p>本協議会では、平成29年の再認定審査を見据えたマスタープランとしての位置づけを持ち、隠岐世界ジオパーク活用推進検討会議からの提言を踏まえるとともに具体的な事業計画や年度ごとの目標を織り込んだ「隠岐ユネスコ世界ジオパーク全体構想」を作成した。</p>

また、調査研究事業については、協議会で専門職員を採用し、県事業から協議会事業に移行するなど体制の整備が進められている。

再認定に向けては、特に地元住民をはじめとする県民や企業等の理解と活動が不可欠であり、平成27年5月に隠岐世界ジオパーク活用推進検討会議からなされた提言に基づき、県や地元町村、関係団体等が行うことが期待されている具体的な対策の実施状況も踏まえ、これらの機関や住民、企業等とも連携しながら効果的な取組を進められたい。

(2) 所管課

【意見】

① 世界ジオパーク再認定に向けた活動の推進について

世界ジオパークの再認定に向けては、県では、ジオサイトの施設整備、自然環境基礎調査、協議会の運営支援を行うこととしている。

については、団体に対する意見で述べたように、引き続き県関係部局や地元と連携した団体が行う活動への支援、県として実施すべき施設整備等に積極的に取り組まれたい。

再認定に向けて、隠岐地域の経済団体・観光団体・教育機関・民間団体・住民・行政等が連携しながら、この全体構想に基づく効果的な取組みを行う。

8 (株)島根県食肉公社

(所管課：畜産課)

(1) 団体

【意見】

① 経営安定化について

公社は、昭和55年設立以来、安全な食肉の安定供給と肉畜生産の振興に貢献してきた。

近年、食肉の安全・安心意識の高まりや地産地消が進展する中で、平成14年度から少額ではあるが概ね単年度利益を確保してきている。

課題であった老朽施設の整備・修繕については、平成25年度から3か年計画で実施し、機能強化を図っている。

今後とも、自立した経営体質の確保に努められたい。

① 世界ジオパーク再認定に向けた活動の推進について

同協議会が作成した「隠岐ユネスコ世界ジオパーク全体構想」に基づき、県関係部局や地元と連携し、ジオサイトの施設整備、県内外に向けた情報発信、同協議会の運営支援など、県が担う活動を積極的に行う。

(2) 所管課

<p>【意見】</p> <p>① 経営安定化について</p> <p>公社の健全経営の確立に当たって、県は、これまで毎月開催される経営プロジェクト会議に参加するなど、「経営計画」の進捗管理を行っている。</p> <p>今後とも、公社の自立した経営体質の確保に向けて関係機関と連携した支援に努められたい。</p>	<p>① 経営安定化について</p> <p>引き続き経営検討プロジェクト会議に参画し、「経営計画」など事業の進捗管理を実施する。</p> <p>また、公社の自立経営体質の確保に向け、関係機関と連携を継続していく。</p>
<p>9 大社交通渋滞対策実行委員会</p> <p>(所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 渋滞対策に対する県の財政的支援の実施について</p> <p>出雲大社周辺の渋滞対策を含め、県は、これまで渋滞対策は原則として地元で対応するべきとして、地域に対して財政的な支援を行ってきていないが、出雲大社周辺は島根県観光の玄関口となつており、周辺観光地や県事業への影響も大きいことから、通常実施分を超える負担について支援を行ったものである。</p> <p>出雲大社周辺への入り込みは引き続き堅調であるものの、平成の大遷宮も終わりを迎えることから、今後の支援に当たっては、一層効果的な事業が実施されるようこれまでの事業実績や支援の効果を十分に検証した上で、実施されたい。</p>	<p>① 渋滞対策に対する県の財政的支援の実施について</p> <p>平成の大遷宮は平成31年3月まで延長されることになった。また、引き続き出雲大社へは多くの観光客にお越しいただいており、継続的な支援は必要と考える。</p> <p>支援に当たっては、実績・動向を検証した上で支援内容を検討しており、平成27年度と比較しても支援金額は減額している。</p> <p>今後も動向について注視し、実績に則した効果的な支援を行っていく。</p>
<p>10 島根県土地開発公社</p> <p>(所管課：土木総務課・用地対策課・管財課・斐伊川神戸川対策課・企業立地課)</p> <p>(1) 所管課（土木総務課）</p> <p>【意見】</p> <p>① 役員の見直しについて</p> <p>団体の理事は、10名のうち県職員が3名（地域振興部長、商工労働部長、土木部長）を占めており、更に県OB職員を含めると6名が県関係者である。</p> <p>また、役員（理事及び監事）12名のうち理事1名を除きすべてが男性である。</p> <p>「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公社の役員は知事が任命することになっているが、業務の能率的な運営を図るために、積極的に土地・住宅業務に精通した民間の人材等の登用を進められたい。</p>	<p>① 役員の見直しについて</p> <p>役員の見直しを行い、平成28年3月に地域振興部長を理事から除外した。</p> <p>今後、民間から女性を登用する予定である。</p>

特に、団体の役員は、島根県住宅供給公社の役員を兼任しており、県営住宅の管理や住宅団地の販売については、女性の意見を取り入れることは重要である。

② 団体のあり方について

島根県土地開発公社は、県の100%出資で設立されており、その業務の多くは県からの依頼（委託）により実施されるものである。

団体の経営については、団体自らが責任を負うものではあるが、県の施策により大きく左右されることになり、そのあり方については、県がその方向性を明確に示すことが求められる。

当面は、工業団地の売却、県土整備事務所における用地取得業務があるが、今後の公共工事の動向、県の土木組織（用地取得業務）のあり方検討の状況等も踏まえ、団体業務の方向性、組織体制等について、中長期的な視点での検討を進められたい。

② 団体のあり方について

以前のような公共事業のボリュームは今後見込まれないものの、用地取得は引き続き一定程度の業務量が見込まれる。

用地取得には、高度な専門性と経験が求められるが、数年で異動しなければならない人事上の都合と若年・中堅職員が少ないという現状から、それに対応できる県職員の数が減少傾向にある。

このため、用地取得業務に精通する者の育成・確保のために、公社職員の専門性を今後とも活用していく予定である。

11 島根県住宅供給公社

(所管課：建築住宅課)

(1) 所管課

【意見】

① 役員の見直しについて

島根県土地開発公社と同じ。

① 役員の見直しについて

島根県土地開発公社と同じ。